

秋田県公報

目 次 ページ

規則	
○秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (四一・自然保護課).....	1
○温泉法施行細則の一部を改正する規則(四二・自然保護課).....	1
告示	
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三三一・福祉政策課).....	2
○生活保護法による医療機関の指定(三三二・福祉政策課).....	3
○生活保護法による指定医療機関の変更(三三三・福祉政策課).....	4
○生活保護法による施術者の指定(三三四・福祉政策課).....	4
○救急病院の認定(三三五・医務課).....	4
○第三十七回採石業務管理者試験の実施(三三六・資源エネルギー課).....	4
○道路区域の変更(三三七・道路課).....	5
○公有水面の埋立地用途変更許可申請の要領(三三八・港湾空港課).....	6
公告	
○秋田県立リハビリテーション・精神医療センター次期医療情報システム調達についての企画提案書の提出(リハビリテーション・精神医療センター).....	6
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	7
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	7
人事委員会規則	
○人事委員会規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則.....	8
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村).....	8

規 則

一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲の一部を改正する規則..... 8

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十一号

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一号ハ及び第十八条第一号ヨ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十二号

温泉法施行細則の一部を改正する規則
温泉法施行細則(昭和二十九年秋田県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。
(趣旨)

第一条 この規則は、温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)に定めるもののほか温泉法(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条中「第十一条第二項」の下に「(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第三項」を加え、「掘削、ゆう出路の増掘又は動力の装置(以下「土地の掘削等」という。)」を「掘削等」に改める。

第三条中「又は第七条第一項」及び「これらの規定を」を削り、「第十一条第二項」の下に「(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第三項」を加え、「含む。」の下に「又は第十四条の三第一項」を加える。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「第八条第一項」の下に「(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「第一項」を「同項」に改め、同条を第六条とする。
第三条の次に次の二条を加える。

(土地の掘削等の事業の継続の承認の申請)

第四条 法第七条第一項(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第三項において準用する場合を含む。) 又は第十四条の四第一項の規定による申請は、土地の掘削等の許可番号を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しななければならない。

(土地の掘削等のための施設の位置等の変更の許可の申請)

第五条 法第七条の二第一項(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による申請は、土地の掘削等の許可番号を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しななければならない。

第十七条中「第九条まで及び第十六条第一号」を「第十二条まで、第十八条第一号及び第十九条」に、「掘削予定地」を「掘削の予定地」に、「第十条から第十三条まで」を「第十三条から第十五条まで及び第二十条」に、「第十四条、第十五条及び第十六条第二号」を「第十六条、第十七条及び第十八条第二号」に改め、同条を第二十一条とする。
第十六条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。
(温泉のゆう出路のしゅんせつの届出)

第十九条 条例第二条の規定による届出は、しゅんせつ工事に着手する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しななければならない。
一 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
二 温泉の名称及び所在地
三 温泉の採取の許可年月日又は可燃性天然ガスの濃度の確認年月日

四 温泉の採取の許可番号又は可燃性天然ガスの濃度の確認番号
五 温泉の現状
六 しゅんせつの理由
七 工事の施工方法
八 工事の着工予定日
九 工事の完了予定日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
<p>十 工事の請負人の氏名及び住所</p> <p>2 前項の届出書には、孔内仕上げ断面図及び配管図を添付しなければならぬ。</p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第二十条 条例第三条第一号の規定による届出は、氏名等を変更した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>二 温泉利用施設の名称及び所在地</p> <p>三 温泉の利用の許可年月日</p> <p>四 温泉の利用の許可番号</p> <p>五 変更の理由及び内容</p> <p>六 変更年月日</p> <p>2 前項の届出書には、住民票の写し又は法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第三条第二号の規定による届出は、当該施設の廃止等を行った日から十日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>二 温泉利用施設の名称及び所在地</p> <p>三 浴用又は飲用の別</p> <p>四 温泉の名称及び所在地</p> <p>五 温泉の利用の許可年月日</p> <p>六 温泉の利用の許可番号</p> <p>七 廃止又は休止の理由</p> <p>八 廃止し、休止し、又は再開した年月日</p> <p>第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条を削り、第十一条を第十四条とする。</p> <p>第十条第一項中第二号を第三号とし、第二号を第一号とし、同項に第一号として次の一号を加える。</p> <p>一 温泉の名称</p> <p>第十条を第十三条とし、第九条を削る。</p> <p>第八条の見出しを「(温泉の採取の事業の廃止の届出)」に改め、同条第一項中「条例第四条」を「法第十四条の八第一項」に改め、同項各号を次のように改める。</p> <p>一 温泉の名称</p>	<p>二 温泉の採取の許可番号又は可燃性天然ガスの濃度の確認番号</p> <p>三 廃止の理由</p> <p>四 法第十四条の第二項の許可を受けている場合は、温泉のゆう出路の埋戻しの工事の施工方法</p> <p>第八条第二項中「様式」を「届出書」に改め、同項第三号を削り、同条を第十二条とし、第七条の次に次の四号を加える。</p> <p>(温泉の採取の許可の申請)</p> <p>第八条 法第十四条の第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 温泉の名称、ゆう出量、温度、成分及び採取量</p> <p>二 温泉を採取する目的</p> <p>三 土地の掘削の許可を受けている場合は、当該許可の許可年月日及び許可番号</p> <p>(可燃性天然ガスの濃度の確認の申請)</p> <p>第九条 法第十四条の五第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 温泉の名称、ゆう出量、温度、成分及び採取量</p> <p>二 温泉を採取する目的</p> <p>三 土地の掘削の許可を受けている場合は、当該許可の許可年月日及び許可番号</p> <p>2 前項の申請書には、可燃性天然ガスの濃度の測定が温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)第六条の十二に規定する機関又は者により行われたことを確認することができる書類を添付しなければならない。</p> <p>(可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出)</p> <p>第十条 法第十四条の六第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 承継の原因</p> <p>二 可燃性天然ガスの濃度の確認番号</p> <p>(温泉の採取のための施設の位置等の変更の許可の申請)</p> <p>第十一条 法第十四条の七第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 変更する事項</p>	<p>二 温泉の採取の許可番号</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の温泉法施行細則第十九条の規定は、秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号)附則第二項において準用する同条例第二条の規定による届出について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第二条」とあるのは「附則第二項」と、「温泉の採取の許可年月日又は可燃性天然ガスの濃度の確認年月日」とあるのは「土地の掘削又は増掘の許可を受けている場合は、当該許可の許可年月日」と、「温泉の採取の許可番号又は可燃性天然ガスの濃度の確認番号」とあるのは「土地の掘削又は増掘の許可を受けている場合は、当該許可の許可番号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第六条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に押印し、しなければならない。</p> <p>一 温泉の名称、ゆう出量、温度、成分及び採取量</p> <p>二 温泉を採取する目的</p> <p>三 土地の掘削の許可を受けている場合は、当該許可の許可年月日及び許可番号</p> <p>4 前項の申請書には、可燃性天然ガスの濃度の測定が温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)第六条の十二に規定する機関又は者により行われたことを確認することができる書類を添付しなければならない。</p>	<p>秋田県告示第三百三十一号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の第二号の規定に基づき、告示する。</p> <p>平成二十年八月一日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>

告 示

オレンジ薬局 横手店	株式会社トライアード 代表取締役	横手市根岸町四―二十二	平成二十年六月三十日
くら薬局	株式会社トライアード 代表取締役	横手市根岸町百十七―七	平成二十年六月三十日
小原歯科医院	小原 茂	横手市十文字町西原一番町五十	平成二十年六月三十日
昭和堂第五薬局	株式会社 昭和堂薬局 代表取締役	北秋田市元町十一―九	平成二十年五月十二日
わかば薬局 上小阿仁店	株式会社 富士バイオメディック 代表取締役社長	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一―一	平成二十年五月三十一日
ひまわり薬局 能代店	株式会社 富士バイオメディック 代表取締役社長	能代市落合字上悪土百六十一	平成二十年五月三十一日
そよ風薬局 大館店	株式会社 富士バイオメディック 代表取締役社長	大館市軽井沢市字下岱二十一―三十八	平成二十年五月三十一日
ヒカリ薬局	株式会社 ヒカリ薬局 取締役	大館市角間川町字下中町三十三―二	平成二十年三月三十一日

秋田県告示第三百三十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
内藤薬局	内藤 竹一郎	湯沢市川連町字大関下十二の一	調剤薬局	平成二十年一月一日
オレンジ薬局 横手店	株式会社 ノースファーマ 代表取締役	横手市根岸町四番二十二号	調剤薬局	平成二十年一月一日
くら薬局	株式会社 ノースファーマ 代表取締役	横手市根岸町八番一号	調剤薬局	平成二十年一月一日
昭和堂第五薬局	株式会社 昭和堂薬局 代表取締役	北秋田市元町十一番十四―一二号	調剤薬局	平成二十年六月十三日
小原歯科医院	小原 有紀子	横手市十文字町西原一番町五十	歯科、矯正歯科、小児歯科	平成二十年七月一日
わかば薬局 上小阿仁店	株式会社 富士ファミリィファーマ 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一―一	調剤薬局	平成二十年六月一日
ひまわり薬局 能代店	株式会社 富士ファミリィファーマ 代表取締役	能代市落合字上悪土百六十一	調剤薬局	平成二十年六月一日
そよ風薬局 大館店	株式会社 富士ファミリィファーマ 代表取締役	大館市軽井沢字下岱二十一―三十八	調剤薬局	平成二十年六月一日

池田薬局 横手店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	横手市前郷字下三枚橋七十四	調剤薬局	平成二十年七月一日
----------	------------------	---------------	------	-----------

秋田県告示第三百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
池田薬局 マカベ調剤店	有限会社メデイコス 代表取締役	由利本荘市川口字家後百五十番地一	マカベ薬局	池田薬局 マカベ調剤店	平成二十年七月一日

秋田県告示第三百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
佐藤 節 男	松美治療院	能代市松美町十二丁十	あん摩マッサージ指圧	平成二十年六月一日
佐々木 正 継	佐々木治療院	北秋田市伊勢町二丁三十三一八	あん摩マッサージ指圧	平成二十年六月一日
小松谷 哲 平	はり・灸・マッサージ駒形治療院	湯沢市駒形町字八面村尻八十四一	あん摩マッサージ指圧	平成二十年七月一日

秋田県告示第三百三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限

雄勝中央病院

湯沢市山田字勇ヶ岡二十	平成二十三年七月三十一日
-------------	--------------

秋田県告示第三百三十六号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十七回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第

六号)第八条の七の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十年十月十日(金) 午前十時から正午まで
- (二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号

秋田県庁第二庁舎 八階 大会議室

二 試験科目

- (一) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）
- (二) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 三 受験申し込みに必要な書類
 - (一) 受験願書（採石法施行規則様式第九によるもの）
 - (二) 履歴書（採石法施行規則様式第十によるもの）
 - (三) 写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）
- 四 受験願書用紙の交付
 - (一) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成二十年八月十三日（水）から同年九月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - (二) 場所

五 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間
秋田市山王三丁目一番一号
秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける）
- (二) 場所
秋田市山王三丁目一番一号
秋田県産業経済労働部資源エネルギー課

六 受験手数料

- (一) 額 八千円
- (二) 納付方法
受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格者の発表

- 試験終了後十五日以内に合格者に合格証を送付するとともに、平成二十年十一月月上旬に秋田県公報に受験番号を掲載す

八 開示請求の受付

- (一) 開示内容
科目別得点及び総合得点
- (二) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成二十年十月十四日（月）から同年十一月十二日（水）までの午前九時から午後五時まで

九 試験についての問い合わせ

- 秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
産業保安班（電話〇一八八六〇―二二八五）

秋田県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			新	旧		
県 道	新	稲庭高松線	A	湯沢市皆瀬字峠ノ沢五六番二地先から宇留院内字七十刈三二番一地先	七・〇〇〇〃三三・〇〇〇	一・八八八
			B	湯沢市皆瀬字峠ノ沢五六番二地先から宇留院内字七十刈三二番一地先	一〇・〇〇〇〃七八・〇〇〇	〇・八四〇
	旧	稲庭高松線	A	湯沢市皆瀬字峠ノ沢五四番四地先から宇留院内字七十刈二九番一地先	七・〇〇〇〃三三・〇〇〇	一・七七五
			B	湯沢市皆瀬字峠ノ沢五四番四地先から宇留院内字七十刈二九番一地先	一〇・〇〇〇〃七八・〇〇〇	〇・八四〇
新	稲庭高松線	A	湯沢市皆瀬字峠ノ沢五六番二地先から宇留院内字七十刈三二番一地先	七・〇〇〇〃三三・〇〇〇	一・七七五	
		B	湯沢市皆瀬字峠ノ沢五六番二地先から宇留院内字七十刈三二番一地先	一〇・〇〇〇〃七八・〇〇〇	〇・八四〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成二十年八月一日から同月十四日まで

秋田県告示第三百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項の規定により、埋立地用途変更許可申請書の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、申請書及び関係図書を縦覧に供する。

平成二十年八月一日

秋田港港湾管理者の長 秋田県知事 寺田 典城

一 申請書の要領

- (一) 申請人の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目一番一号
 - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田 典城
- (二) 埋立ての免許の年月日及び番号
 - (1) 年月日 平成四年一月八日
 - (2) 番号 指令港一四六三
- (三) 変更に係る埋立地の用途
 - (1) 変更前 製紙企業用地
 - (2) 変更後 防災緑地・工業用地
- (四) 申請の年月日 平成二十年七月二十三日
- (五) 申請書及び関係図書の縦覧の期間及び場所
 - (一) 縦覧期間 平成二十年八月一日から同月二十一日まで
 - (二) 縦覧場所 建設交通部港湾空港課及び秋田港湾事務所

公 告

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター次期医療情報システム調達についての企画提案書の提出を求め、次のとおり公告する。

平成二十年八月一日

秋田県知事 寺田 典城

一 企画提案書の提出を求める事項

- (一) 企画提案書の提出を求める調達(以下「公告調達」という。)の名称
 - 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター次期医療情報システム調達
- (二) 公告調達の内容
 - 秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにおけるIT技術の進歩への対応、安定した稼働に基づく効果的な運用、診療の質のさらなる向上、合理的かつ効率的業務管理、運用維持管理費の削減などを実現する次期医療情報システム

の調達を発注するものである。

(三) 履行場所

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田三五二番地
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

(四) 履行期限

平成二十一年十月下旬

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条の四の規定に該当しない者であること。
 - (二) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
 - (三) 過去五年以内に国又は地方公共団体等から、電子カルテ・オーダーリングシステムを核とする総合医療情報システム調達(調達形態以外の総合医療情報システム構築業務も含む。)を有する者であること。
 - (四) 過去五年以内に国又は地方公共団体等から、病床数三百床以上の規模の病院における電子カルテ・オーダーリングシステムを核とする総合医療情報システムについて、契約からシステム稼働までを一年以内で対応した複数の実績を有する者であること。
 - (五) 本調達を遂行するために必要な実施体制(資格・実務経験を有する専任技術者を完了まで配置等)を講じることができ、る者であること。
 - (六) 共同企業体による参加も認めるが、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、その事実を証明する協定書等の写しを添付すること。
- 三 参加資格の確認の手續き
- (一) 参加資格の確認の申請
 - 企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県立リハビリテーション・精神医療センター所長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。
 - (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 参加資格確認申請書
 - イ 会社概要等整理表
 - ウ 受注実績整理表
 - 次に掲げる書類を十部(正本一部、副本九部)提出すること

工 従事技術者証明書

共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書等の写し

カ 現況図面等借用申請書兼機密保持誓約書

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提出期限

平成二十年八月七日(木)午後五時まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着)とする。

(4) 提出場所

郵便番号〇一九一四一三 秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田三五二番地
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 事務部 総務管理班
電話〇一八八九二一三七五一

(二) 参加資格の確認の時期

平成二十年八月八日(金)

(三) 参加資格の確認の結果の通知

参加資格の結果は、書面により申請者に通知する。

(四) 参加資格の確認の結果の通知

参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から三日以内に、説明を求める旨を記載した書面を(一)(4)の場所に提出しなければならない。

(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があつた日から三日以内に書面により回答する。

四 企画提案書の提出手續

(一) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四版縦長用紙、横書き、左とじ)十部(正本一部、副本九部)

(1) システム全般に関する基本的な考え方(実施方針)

(2) 次期医療情報システム調達に関する基本的な考え方

(3) 次期医療情報システム調達の具体的な進め方

(4) 次期医療情報システム調達の推進体制

(5) 次期医療情報システムの個別機能

(6) その他提案

(7) 経費の概算額及びその内訳

(二) 提出方法

提出方法

- 持参又は郵送すること。
- (三) 提出期限
 - 参加資格確認通知のあった日から平成二十年九月十七日(水)午後五時まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着)とする。なお、提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。
- (四) 提出場所
 - 三(一)(4)に同じ。
- 五 契約候補者の選定等
 - (一) 選定に関し審査する事項
 - 企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)のうち、最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 主観点(実際に医療情報システムを利用する者が操作性等を評価する)
 - (2) 技術点(専門的な観点から企画提案書等の内容を評価する)
 - (3) 価格点(概算見積書に提示された金額の妥当性を評価する)
 - (二) 選定方法
 - 次により、第一次審査及び第二次審査の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一次審査の選定を行わないことがある。
 - (1) 第一次審査
 - 提出書類(提案参加資格確認申請書類、企画提案書及び概算見積書)を基に書類審査を行い、一次選定として上位三者程度を選定する。
 - (2) 第二次審査
 - 一次選定者について、提案する総合医療情報システムのデモンストレーション及びヒアリングにより契約候補者を選定する。
 - (二) 選定の時期
 - 選定は、平成二十年十月上旬(予定)を目途に行う。
 - (四) 選定の結果の通知
 - 選定の結果については、書面により速やかに通知する。
 - 六 公告調達に関する提案依頼書の交付期間及び交付場所
 - (一) 交付期間
 - 平成二十年八月七日(木)から平成二十年九月十六日(火)まで(休日を除く。)の午前九時から午後五時まで
 - (二) 交付場所
 - 三(一)(4)に同じ。

- 七 現場説明会
 - この公告に係る現場説明会について、以下の日時及び場所を実施する。
 - (一) 日時
 - 平成二十年八月七日(木)午後一時三十分から
 - (二) 場所
 - 秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田三五二番地
 - 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
 - 八 その他
 - (一) この公告に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
 - (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
 - (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
 - (四) 契約候補者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
 - (五) 問い合わせ先
 - 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 事務部
 - 総務管理班
 - 電話〇一八八九二二二七五
- 九 概要
 - Summary
 - (1) Subject matter
 - Proposals for the next medical information system procurement
 - (2) Deadline for the submission of proposals 5:00 p.m. 17th September, 2008
 - (3) Contact information
 - Administration management group, Service Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center 352 Gohyakukarita Kyowa kamiyodokawa, Daisen City, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

大館市雪沢字水沢八番地二	浪岡 勉
〃 芦田字芦田三十二番地	近藤 正光
〃 芦田字賽神南二十二番地	田村 清
〃 字長木川南二百九十番地	桜庭 昭治
〃 下代野字中道南三十五番地一	近藤 茂
〃 大茂内字諏訪下百七十番地二	渡辺 修一
〃 字鉄砲場三十六番地	石田 政一
〃 茂内字和田表二十一番地一	石垣 忠
〃 下代野字中道北三十五番地一	小笠原利雄
〃 雪沢字雪沢七十五番地四	浪岡 義信
〃 釈迦内字小釈迦内二十二番地	猪又 芳蔵
〃 字長木川南二百四十五番地	桜庭 勇一
二 大館市字鉄砲場三十九番地	角田 利秋
〃 下代野字中道北六十四番地五	田中 静悦
〃 芦田字芦田三十七番地一	近藤 寿一
三 就任理事の住所及び氏名	
大館市字長木川南二百九十番地	桜庭 昭治
〃 字鉄砲場三十六番地	石田 政一
〃 芦田字賽神南二十二番地	田村 清
〃 有浦六丁目四番五十六号	桜庭 孝幸
〃 雪沢字水沢八番地二	浪岡 勉
〃 雪沢字雪沢七十五番地四	浪岡 義信
〃 下代野字下代野六十九番地	田中 馨
〃 釈迦内字釈迦内九十八番地	木村 與勝
〃 茂内字和田表二十一番地一	石垣 忠
〃 芦田字芦田三十二番地	近藤 正光
〃 字古川町十八番地	桜庭 幸一
〃 大茂内字中瘤木台一番地五	渡辺 修作
〃 下代野字中道北三十五番地一	小笠原利雄
〃 字長木川南二百四十五番地	桜庭 勇一
四 就任理事の住所及び氏名	
大館市字鉄砲場三十九番地	角田 利秋
〃 芦田字芦田三十七番地一	近藤 寿一
〃 下代野字後道合十五番地	渡部 勲

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月一日

